

嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町下水道条例（1972年嘉手納村条例第1号。以下「条例」という。）第1条の2及び第5条の規定に関し、条例第33条の規定に基づき、公共下水道の公共ます等の設置、移設及び撤去に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第3項イに規定する公共下水道をいう。
- (2) 公共ます等 公共下水道に汚水を流入させるために設置し、町が管理する汚水ます、取付管又はマンホールをいう。
- (3) 公道 道路法(昭和26年法律第180号)第3条第2号から第4号までに規定する道路及び嘉手納町法定外公共物管理条例(平成24年嘉手納町条例第22号)第2条第1号に規定する道路をいう。
- (4) 宅地 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に規定する宅地をいう。

(設置の場所)

第3条 公共ます等は、原則として公道に設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない必要があると認める場合は、私有地の所有者と土地使用貸借契約書を取り交わし、当該私有地に公共ます等を設置することができるものとする。

(設置の個数)

第4条 公共ます等の設置個数は、1宅地当たり1個とし、公共ます等の新設について町に対し申請することができるものとする。

- 2 前項に規定する設置個数を超えて公共ます等の設置を必要とする者は、当該公共ます等の増設について町に対し申請することができるものとする。

(設置の費用負担)

第5条 前条第1項の規定により公共ます等を設置する場合、当該設置に係る費用は町の負担とする。

- 2 前条第2項の規定により公共ます等を設置する場合、当該設置に係る費用は増設を申請する者の負担とする。

(設置の申請)

第6条 第4条の規定による公共ます等の新設又は増設の申請は、嘉手納町公共ます等設置申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、設置を希望する日の3月前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 公共ます等の設置位置
- (2) 平面図及び断面図
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請において、増設の申請をするときは、申請者は次の事項に同意の上申請するものとする。

- (1) 増設する公共ます等の設置に係る費用は、すべて申請者が負担すること。
- (2) 増設された公共ます等は、町に無償で譲渡し、譲渡後は町が維持管理を行うこと。

(設置の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、公共ます等の設置の可否を決定し、嘉手納町公共ます等設置(決定・却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(移設又は撤去の申請)

第8条 公共ます等のうち、私有地に設置されているものについて、当該私有地の所有者は、当該公共ます等の公道への移設又は撤去を町に対し申請することができるものとする。

2 前項の規定による公共ます等の移設又は撤去を申請しようとする者は、嘉手納町公共ます等(移設・撤去)申請書(様式第3号)を、移設又は撤去を希望する日の3月前までに町長に提出しなければならない。

(移設又は撤去の費用負担)

第9条 前条の規定により公共ます等を移設又は撤去する場合、当該移設又は撤去に係る費用は町の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該私有地の所有者と土地使用貸借契約書を取り交わしている場合は、当該契約の内容により費用を負担するものを決定する。

(移設又は撤去の決定等)

第10条 町長は、第8条に規定する申請があったときは、その内容を審査し必要に応じ実地に調査等を行うものとする。

2 前項に規定する審査又は実地の調査等により、公共ます等を申請者以外の者(以下「第三者」という。)が使用していることが判明したときは、申請者、第三者及び町で

協議するものとする。

- 3 町長は、前2項に規定する審査若しくは調査等又は協議により、移設又は撤去の可否を決定したときは、嘉手納町公共ます等（移設・撤去）（決定・却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

嘉手納町長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

嘉手納町公共ます等設置申請書

嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則第 6 条の規定により、次のとおり申請いたします。

設 置 場 所	嘉手納町
新設又は増設の別	新設 ・ 増設
排水設備指定工事店	住 所
	会社名
	担当者
	連絡先
排水開始予定日	年 月 日
設 置 希 望 日	年 月 日
備 考	

※設置希望日の 3 月前までに提出して下さい。

※添付書類として、公共ます等の設置位置、平面図、断面図その他町長が必要と認める書類を添付すること。

【 増設の場合の同意事項 】 (新設の場合は、次の同意は不要です。)

私は、嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、公共ます等の増設について次の事項に同意し申請します。

- 1 増設する公共ます等の設置に係る費用は、すべて私が負担すること。
- 2 増設された公共ます等は、町に無償で譲渡し、譲渡後は町が維持管理を行うこと。

年 月 日

氏 名: _____

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町公共ます等設置（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました嘉手納町公共ます等設置申請について、嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

公共ます等の（ 新設・ 増設 ）を

決定します。

設置の完了予定日 年 月 日

※ 増設の場合は、嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則第6条第2項の規定に基づき、申請者の同意により、

- 1 増設に係る費用は、すべて申請者の負担となります。
- 2 増設された公共ます等は、町が無償で譲受し、譲受後は町が維持管理を行います。

却下します。

却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以

内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

嘉手納町公共ます等（移設・撤去）申請書

嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則第8条の規定により、次のとおり申請いたします。

設 置 場 所	嘉手納町
移設又は撤去の別	移設 ・ 撤去
使用状況の有無	あり ・ なし
移設又は撤去の理由	
移設又は撤去の希望日	年 月 日
備 考	

※公共ます等の移設又は撤去の希望日の3月前までに提出して下さい。

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町公共ます等（移設・撤去）（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました嘉手納町公共ます等の移設又は撤去の申請について、下記のとおり決定しましたので、嘉手納町公共ます等の設置等に関する規則第10条の規定により通知します。

記

公共ます等の（ 移設・ 撤去 ）を

決定します。

移設又は撤去の完了予定日 年 月 日

却下します。

却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。